

# 安全安心な生活のための携帯電話不感地域の早期解消

【担当省庁】総務省

## 奈良県における取組

**御礼** これまで本県市町村の不感地域解消のため「携帯電話等エリア整備事業」によるご支援をいただき、心より感謝します。

携帯電話不感地域の解消が進んでいますが、以下の課題が残されています。

- 公共交通機関が存在せず、自然災害等発生率が高い県南部・東部地域の緊急輸送道路である主要地方道において不感地域が存在。  
⇒ **主要地方道は、トンネル内の通信環境整備を目的とした「電波遮へい対策事業※」の補助対象外となっている。**  
※500m以上の高速道路トンネル及び直轄国道トンネルが補助対象(事業主体:公益社団法人移動通信基盤整備協会)
- 複数社のエリア化が進みづらく、災害等緊急時の通信環境の確保困難な地域が残されている。  
⇒ **携帯電話事業者が1社でもエリア化している場合、2社目以降の整備は「携帯電話等エリア整備事業」の補助対象外。**
- 未だ居住地域における不感地域が存在。  
⇒ 「携帯電話等エリア整備事業」を活用し、これまで210か所の基地局を整備してきたが、**すべての居住地域での不感は解消されていない。**

## 国にお願いすること

国土強靱化とデジタル田園都市国家構想を推進するため、

1. **緊急輸送道路となる主要地方道のトンネル内において、携帯電話の不感解消のため、「電波遮へい対策事業」の補助対象の拡大(500m以上の主要地方道を対象)をお願いしたい。**
2. 緊急輸送道路において、複数の携帯電話事業者によるエリア化ができるよう「携帯電話等エリア整備事業」の**補助対象要件の見直し(2社目以降も対象)**をお願いしたい。
3. 補助対象とならない居住地(条件不利地域以外を含む)の不感地域解消のため、**国から携帯電話事業者に対して基地局の自主整備の働きかけ**をお願いしたい。

## ＜県内緊急輸送道路と紀伊半島アンカールート上の携帯電話不感＞

〔要望項目〕

### 1. 携帯電話通信環境整備が必要なトンネル

- 📍 携帯電話不感のトンネル
- 📍 一部携帯事業者のみ通信が可能なトンネル

### 2. 携帯電話エリア整備が必要な道路区間

- 🔴 一部携帯電話が不感となる緊急輸送道路区間

### 3. 携帯電話エリア整備が必要な居住地域

- 📍 携帯電話不感の居住地域

